

国立大学法人東京海洋大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

役員報酬の支給水準については、法人化前に適用されていた国家公務員指定職俸給表を準用している。

② 令和2年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

役員報酬の業績の反映のさせ方については、役員報酬規則第8条第5項に基づき、期末特別手当の額を100分の10の範囲内で増額・減額できるとしている。

③ 役員報酬基準の内容及び令和2年度における改定内容

法人の長

役員報酬支給基準は、月額及び賞与から構成されている。月額については、東京海洋大学役員報酬規則に則り、基本給(965,000円)に地域手当(193,000円)を加算して算出している。賞与についても、東京海洋大学役員報酬規則に則り、期末特別手当基礎額((基本給+地域手当)+(基本給+地域手当)×100分の20+基本給×100分の25)に、6月期においては100分の170.0を、また、12月期においては100分の167.5をそれぞれ乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。なお、令和2年度では、期末特別手当支給率の引下げ(年間0.025ヶ月分)を実施した。

理事

役員報酬支給基準は、月額及び賞与から構成されている。月額については、東京海洋大学役員報酬規則に則り、基本給(818,000円)に地域手当(163,600円)を加算して算出している。賞与についても、東京海洋大学役員報酬規則に則り、期末特別手当基礎額((基本給+地域手当)+(基本給+地域手当)×100分の20+基本給×100分の25)に、6月期においては100分の170.0を、また、12月期においては100分の167.5をそれぞれ乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。なお、令和2年度では、期末特別手当支給率の引下げ(年間0.025ヶ月分)を実施した。

理事(非常勤)

役員報酬支給基準は、東京海洋大学役員報酬規則に則り、月額(190,000円)としている。
なお、令和2年度は、特に改定を行わなかった。

監事

該当者なし

監事(非常勤)

役員報酬支給基準は、東京海洋大学役員報酬規則に則り、月額(152,000円)としている。
なお、令和2年度は、特に改定を行わなかった。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	令和2年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	報酬(給与) 千円	賞与 千円	その他(内容) 千円	就任	退任	
法人の長	19,821	11,580	5,640	2316 (地域) 285 (通勤)		R3.3.31	※
A理事	16,864	9,816	4,898	1963 (地域) 186 (通勤)		R3.3.31	※
B理事	16,495	9,816	4,665	1963 (地域) 50 (通勤)		R3.3.31	※
C理事 (非常勤)	2,280			()	R2.4.1		
D理事 (非常勤)	2,280			()	R2.4.1		
A監事 (非常勤)	1,824			()			
B監事 (非常勤)	1,824			()			※

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後
独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

注3:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長

国立大学法人東京海洋大学は、人類社会の持続的発展に資するため、海洋を巡る学問及び科学技術に係わる基礎的・応用的教育研究を行う、国内唯一の海洋系大学として、「海を知り、守り、利用する」ための教育研究及び国際競争力強化のための海洋産業人材育成組織の構築を学長のリーダーシップの下で推進している。

学長は、職員数476名の国立大学法人の長として、その業務を総理するとともに、学長として校務を司り、所属職員を統督して、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。

学長の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、学長の職務内容の特性は上記のとおり法人化移行前と同等以上であると言えるため、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事

国立大学法人東京海洋大学は、人類社会の持続的発展に資するため、海洋を巡る学問及び科学技術に係わる基礎的・応用的教育研究を行う、国内唯一の海洋系大学として、「海を知り、守り、利用する」ための教育研究及び国際競争力強化のための海洋産業人材育成組織の構築を学長のリーダーシップの下で推進している。

理事は、学長を補佐して法人の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。

理事の報酬月額は、法人化移行前の国家公務員指定職俸給表を参考に学長の報酬月額に対応する号俸よりも2号俸～4号俸下位に相当する俸給月額を踏まえて決定しており、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事(非常勤)

非常勤理事の報酬月額については、常勤理事の報酬月額を参考とし、その勤務状況を考慮し、月額を決定しており、報酬水準は妥当であると考えられる。

監事

該当者なし

監事(非常勤)

監事の報酬月額は、法人化移行前の国家公務員指定職俸給表を参考に学長の4号俸下位、理事の2号俸下位の俸給月額を踏まえて決定している。

非常勤監事は、その報酬月額を参考とし、その勤務状況を考慮し、月額を決定しており、報酬水準は妥当であると考えられる。

【文部科学大臣の検証結果】

職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職、他の同規模の国立大学法人との比較などを考慮すると、役員報酬水準は妥当であると考えられる。

4 役員の退職手当の支給状況(令和2年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
	千円	年	月			
法人の長	7,269	6	0	R3.3.31	1	※
理事	千円 該当者なし	年	月			
理事 (非常勤)	千円 該当者なし	年	月			
監事	千円 該当者なし	年	月			
監事 (非常勤)	千円 該当者なし	年	月			

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

5 退職手当の水準の妥当性について

【法人の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	学長は、職員数476名の国立大学法人の長として、その業務を総理するとともに、学長として校務を司り、所属職員を統督して、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。そして、そのリーダーシップの下で策定された「ビジョン2027－海洋の未来を拓くために－」のもと、「海を知り、守り、利用する」ための教育研究及び国際競争力強化のための海洋産業人材育成組織の構築が推進されたとともに、日中韓の大学連携による「OQEANOUS(オケアヌス)プログラム」、海洋産業AIプロフェッショナル育成を目指す「卓越大学院プログラム」、生殖幹細胞研究の新たな拠点としての「水圏生殖工学研究所」の実施ないし創設にそれぞれ貢献した。以上の学長の在任中の業績を勘案し、その職責を十分に果たしていると認められることから、業績勘案率は1.0とした。
理事	該当者なし
理事 (非常勤)	該当者なし
監事	該当者なし
監事 (非常勤)	該当者なし

注:「判断理由」欄には、法人の業績、担当業務の業績及び個人的な業績の検討結果を含め、業績勘案率及び退職手当支給額の決定に到った理由等を具体的に記入する。

【文部科学大臣の検証結果】

在職期間における法人及び個人の業績などを考慮すると、役員の退職手当の水準は妥当であると考えます。

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

役員報酬の業績の反映のさせ方については、役員報酬規則第8条第5項に基づき、期末特別手当の額を100分の10の範囲内で増額・減額できるとしている。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

職員の給与水準を社会一般の情勢に適合したものとするため、人事院勧告等を勘案し、決定している。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

前1年間における勤務成績に応じて昇給を、従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価に基づき昇格を実施し、また、勤勉手当において勤務実績に応じた支給割合(成績率)を設定することにより反映する仕組みを導入している。

③ 給与制度の内容及び令和2年度における主な改定内容

東京海洋大学職員給与規則に則り、基本給及び諸手当(管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、基本給調整手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、入試手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、及び寒冷地手当等)を支給している。

期末手当については、期末手当基礎額(基本給+扶養手当+地域手当+職務に応じた加算額)に6月期においては100分の130を、また、12月期においては100分の127.5をそれぞれ乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

勤勉手当については、勤勉手当基礎額(基本給+地域手当+職務に応じた加算額)に勤勉手当の支給実施要領に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額としている。

なお、令和2年度では、期末手当支給率の引下げ(年間0.025ヶ月分)、住居手当支給対象家賃額下限の引上げ(12,000円→16,000円)及び手当額上限の引上げ(27,000円→28,000円)を実施した。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	令和2年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 346	歳 46.9	千円 8,528	千円 6,134	千円 116	千円 2,394
事務・技術	人 114	歳 44.4	千円 6,520	千円 4,759	千円 138	千円 1,761
教育職種 (大学教員)	人 175	歳 50.7	千円 10,284	千円 7,320	千円 132	千円 2,964
その他医療職種 (看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
海事職種	人 23	歳 44.3	千円 8,578	千円 6,254	千円 14	千円 2,324
海技職種	人 34	歳 38.0	千円 6,193	千円 4,565	千円 30	千円 1,628

再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	18	63.5	4,836	4,038	138	798
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	7	62.4	4,538	3,783	76	755
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	6	64.5	5,764	4,793	208	971
海事職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
海技職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	5	63.9	4,139	3,488	140	651
その他医療職種 (看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	10	50.2	6,006	4,239	115	1,767
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	4	49.3	3,736	2,695	100	1,041
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	6	50.8	7,519	5,267	125	2,252

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員、年俸制職員及び再任用職員を除く。

注2: 医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)については、該当者がいないため欄を省略した。

注3: 在外職員、任期付職員の区分については、該当者がいないため表を省略した。

注4: 常勤職員のその他医療職種(看護師)については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、区分以外は記載せず、常勤職員全体の数値からも除外している。

注5: 再任用職員の海事職種については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、区分以外は記載せず、再任用職員全体の数値からも除外している。

注6: 再任用職員のその他医療職種(看護師)については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、区分以外は記載せず、再任用職員全体の数値からも除外している。

注7: 「海事職種」とは、船舶等の船長、機関長、航海士、機関士の業務を行う職種を示す。

注8: 「海技職種」とは、船舶等の乗組員の業務を行う職種を示す。

[年俸制適用者]

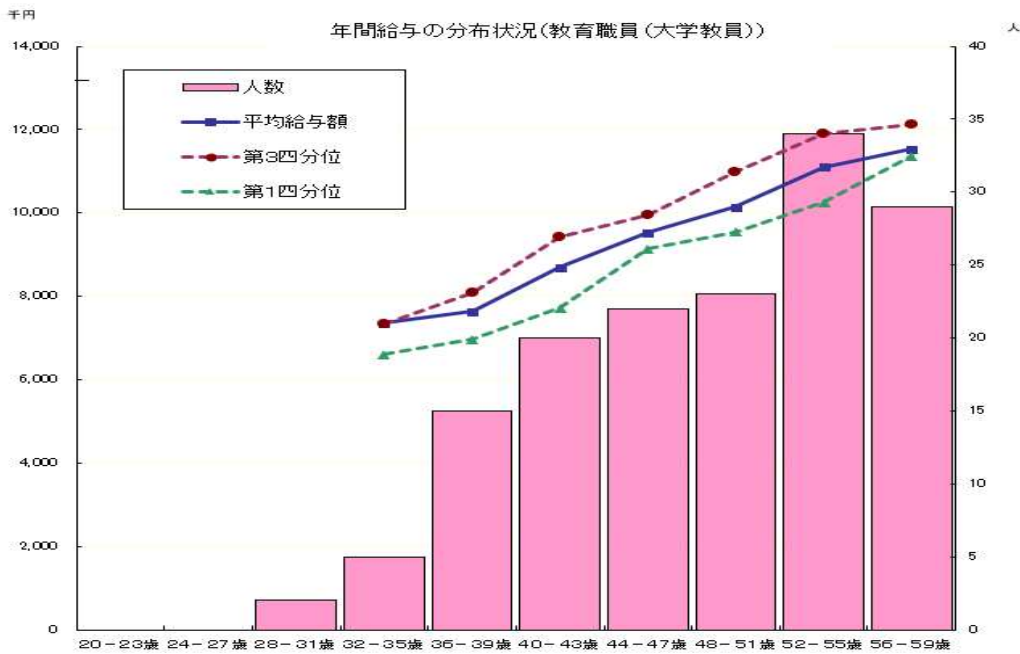
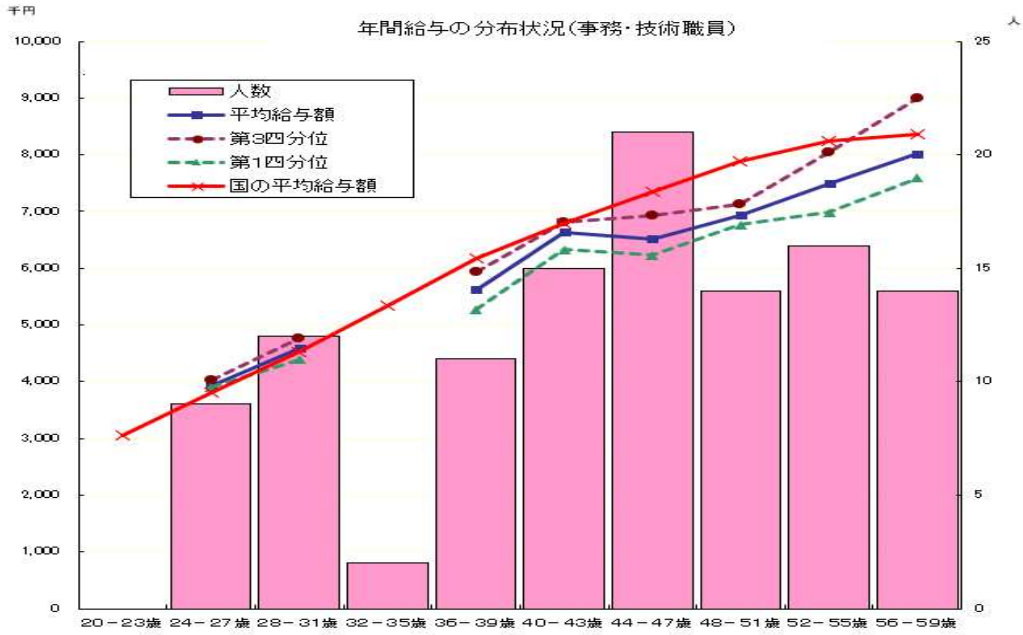
年俸制職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	10	55.5	11,296	11,296	127	0
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	10	55.5	11,296	11,296	127	0

注1: 医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)については、該当者がいないため欄を省略した。

注2: 在外職員、任期付職員、再任用職員、非常勤職員の区分については、該当者がいないため表を省略した。

注3: 年俸制職員の事務・技術職種については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、区分以外は記載せず、年俸制職員全体の数値からも除外している。

② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ。]



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

注2:該当者が2人以下の年齢階層については、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
課長	7	55.4	9,268	9,688～8,783
課長補佐	11	53.0	7,567	8,149～6,793
係長	52	47.0	6,824	8,043～5,272
主任	17	46.0	6,061	7,121～5,249
係員	27	31.9	4,502	5,817～3,671

(大学教員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
教授	86	56.2	11,570	13,182～9,704
准教授	68	47.0	9,277	10,659～6,943
講師	1			
助教	18	37.9	7,120	8,156～6,004
助手	2			

注:該当者が2人以下の職位については、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与額については記載していない。

④ 賞与(令和2年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	57.5%	56.6%	57.0%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	42.5%	43.4%	43.0%
	最高～最低	44.3～41.4%	45.2～41.9%	44.5～41.7%
一般職員	一律支給分(期末相当)	57.5%	57.0%	57.2%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	42.5%	43.0%	42.8%
	最高～最低	45.8～39.6%	47.4～40.0%	44.9～39.8%

(大学教員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	57.1%	56.6%	56.8%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	42.9%	43.4%	43.2%
	最高～最低	45.8～40.9%	46.3～41.4%	46.1～41.2%
一般職員	一律支給分(期末相当)	57.5%	56.9%	57.2%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	42.5%	43.1%	42.8%
	最高～最低	45.8～40.3%	46.3～40.8%	46.1～40.5%

3 給与水準の妥当性の検証等

事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢勘案 93.0 ・年齢・地域勘案 81.4 ・年齢・学歴勘案 91.6 ・年齢・地域・学歴勘案 81.0 (参考) 対他法人 106.5
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	
給与水準の妥当性の 検証	<p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 75.3%】 (国からの財政支出額 8,532,000,000円、 支出予算の総額 11,316,000,000円: 令和2年度予算)</p> <p>【累積欠損額 0円(令和元年度決算)】</p> <p>【管理職の割合 6.1%(常勤職員数114名中7名)】</p> <p>【大卒以上の高学歴者の割合 80.7%(常勤職員数114名中92名)】</p> <p>【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 44.2%】 (支出総額 9,142,054,858円 給与・報酬等支給総額 4,041,584,683円: 令和元年度決算)</p> <p>(法人の検証結果) 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合が50%を越えているところであるが、国家公務員に準拠した給与制度のもと、対公務員指数が100を下回っており現行の給与水準は適正であると思われる。</p> <p>(文部科学大臣の検証結果) 法人の職員の給与水準は、職務の特性や国家公務員、民間企業の従業員の給与等を勘案し、設定の考え方を明らかにすることが求められており、国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、その合理性及び妥当性について、説明責任を果たすべきこととされている。(独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)) 当該法人は、国家公務員の給与等を総合的に勘案したうえで、職員の給与水準を設定しており、法人における給与水準の妥当性の検証結果から、適切な対応が執られていると考える。引き続き、適切な給与水準の設定に努めていただきたい。</p>
講ずる措置	引き続き適正な給与水準の維持に努めていきたい。

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標

107.9

(注) 上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、令和2年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

4 モデル給与

(事務・技術職員)
(扶養親族がない場合)

- 22歳(大卒初任給)
月額 182,200円 年間給与 3,000,000円
- 35歳(主任)
月額 309,120円 年間給与 5,100,000円
- 50歳(課長補佐)
月額 429,720円 年間給与 7,100,000円

※扶養親族がいる場合には、扶養手当(配偶者6,500円、子1人につき10,000円を支給)

(教育職員(大学教員))
(扶養親族がない場合)

- 27歳(助教、博士修了初任給)
月額 291,400円 年間給与 4,800,000円
- 35歳(助教)
月額 400,920円 年間給与 6,600,000円
- 50歳(教授)
月額 561,960円 年間給与 9,300,000円

※扶養親族がいる場合には、扶養手当(配偶者6,500円(教育職俸給表(一)5級については3,500円)、子1人につき10,000円を支給)

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

前1年間における勤務成績に応じて昇給を、従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価に基づき昇格を実施し、また、勤勉手当において勤務実績に応じた支給割合(成績率)を設定することにより反映する仕組みを導入している。

Ⅲ 総人件費について

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 4,027,376	千円 4,025,970	千円 4,070,045	千円 4,041,584	千円 3,983,132	千円
退職手当支給額 (B)	千円 354,320	千円 231,653	千円 436,342	千円 354,069	千円 225,278	千円
非常勤役職員等給与 (C)	千円 604,032	千円 602,699	千円 545,080	千円 542,462	千円 499,082	千円
福利厚生費 (D)	千円 667,735	千円 676,606	千円 687,048	千円 686,218	千円 680,727	千円
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 5,653,465	千円 5,536,930	千円 5,738,516	千円 5,624,335	千円 5,388,221	千円

注1: 中期目標期間の開始年度分から当年度分までを記載する。

注2: 「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「18役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注3: 「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

総人件費のうち「給与、報酬等支給総額」の減1.5%については、令和2年度給与法改正を受け期末手当の引き下げを行ったこと、前年度と比較し給与、報酬等の支給人数が減少したことなどによる影響だと考える。
「最広義人件費」の減4.2%については、「給与、報酬等支給総額」の減少、「退職金手当支給額」の減少、及び「非常勤役職員等給与」の減少による影響だと考える。

Ⅳ その他

特になし